◎新潟県告示第504号

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第８条第２項第２号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員（平成25年11月８日新潟県告示第1273号）の一部を次のように改正する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
新潟県物品会計規則（昭和 39 年新潟県規則第 13 号）第８条第２項第２号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員は、次の組織において会計事務を担当する職員とする。 （略）	新潟県物品会計規則（昭和 39 年新潟県規則第 13 号）第８条第２項第２号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員は、次の組織において会計事務を担当する職員とする。 東京事務所 大阪事務所 （略）